

	労働基準法	労働者災害補償保険法	雇用保険法	健康保険法	厚生年金保険法
強制適用事業	労働者を使用する事業又は事務所	労働者を使用する事業	労働者が雇用される事業	①法定17業種(※)の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業所 ②国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの ※令和4年10月から仕業(弁護士、公認会計士、社労士等)が追加	①法定17業種の事業所であって、常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業所 ②国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの ③船員1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶
任意適用事業		【暫定任意適用事業】 ①農業(畜産、養蚕の事業を含む) ・常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業(一定の危険又は有害な作業を主として行う事業で事業主が特別加入している事業を除く) ②林業 ・常時労働者を使用せず、かつ、年間使用延労働者数が300人未満の個人経営の事業 ③水産業 ・常時5人未満の労働者を使用する個人経営の事業で、総トン数5トン未満の漁船によるもの又は災害発生のおそれが少ない河川・湖沼・特定水面において主として操業するもの	【暫定任意適用事業】 常時5人未満の労働者を雇用する農林・畜産・養蚕・水産の個人経営の事業(国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業及び法人である事業主の事業は除かれている(水産の事業のうち、船員が雇用される事業は任意適用事業とされない)	【任意適用事業所】 ①法定17業種の事業所であって、常時5人未満の従業員を使用する個人経営の事業所 ②法定17業種以外の事業所であって、個人経営の事業所 ＜加入要件＞ ①大臣の認可 ②事業所に使用される者(被保険者となるべき者に限る)の2分の1以上の同意 ＜取消要件＞ ①大臣の認可 ②事業所に使用される者(被保険者である者に限る)の4分の3以上の同意	【任意適用事業所】 ①法定17業種の事業所であって、常時5人未満の従業員を使用する個人経営の事業所 ②法定17業種以外の事業所であって、個人経営の事業所 ＜加入要件＞ ①大臣の認可 ②事業所に使用される者(適用除外に該当する者を除く)の2分の1以上の同意 ＜取消要件＞ ①大臣の認可 ②事業所に使用される者(適用除外に該当する者を除く)の4分の3以上の同意
その他	「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。	「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。	「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であって、適用除外者以外のものをいう。	【法定17業種以外の事業】 ①第一次産業(農林・水産・畜産業) ②接客娯楽業(旅館・料理店・飲食店・映画館・美容業等) ③宗教業(神社・寺院・教会等) 【擬制任意適用事業所】 強制適用事業所が事業内容の変更又は従業員の減少により強制適用事業所に該当しなくなった場合、その事業所について任意適用の認可があったものとみなされ、そこに使用されている者は引き続き被保険者の資格を有することとなる	
適用労働者・適用被保険者	・「労働者」に該当するか否かは、労務提供の形態や報酬の労務対償性及びこれらに関連する諸要素を勘案して総合的に判断し、使用従属関係が認められるか否かにより判断されるものであり、これが認められる場合には、「労働者」に該当するものである ・法人の役員等 法人の重役等で業務執行権又は代表権を持たない者が、工場長、部長の職にあって賃金を受けられる場合は、その限りにおいて本条の労働者である ・インターンシップにおける学生 直接生産活動に従事するなど当該作業による利益・効果が当該事業場に帰属し、かつ、事業場と学生との間に使用従属関係が認められる場合には、当該学生は労働者に該当する	・労災保険法には「労働者」を定義した条文がなく、労働基準法第9条の規定が、労災保険法における適用労働者とされる ・アルバイト、パートタイマー、日雇労働者、外国人労働者(不法就労者を含む) 適用事業に使用され賃金を支払われている場合は、労災保険の適用労働者となる。 ・派遣労働者 派遣元事業主の事業が適用事業とされる ・法人の役員等 業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上、業務執行権を有する取締役等の指揮、監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として労災保険の適用労働者となる	①一般被保険者(②～④以外の被保険者) ②高齢被保険者 ・65歳以上の被保険者(③・④を除く) ・次のいずれにも該当する者(特例による高齢被保険者) a.2以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者 b.1の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であること c.2の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であること ③短期雇用特例被保険者 ・季節的に雇用されるものうち次のいずれにも該当しない者(④を除く) a.4か月以内の期間を定めて雇用される者 b.1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者 ④日雇労働被保険者 ・日雇労働者(日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者)であって、一定の要件を満たす被保険者 ・前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者は除く	①当然被保険者 ・適用事業所に使用される者で適用除外の者を除き、法律上当然に被保険者となる ②任意継続被保険者(次のすべての要件を満たした者) a.当然被保険者の資格を喪失した者 b.資格喪失日の前日まで継続して2月以上当然被保険者(共済組合の組合員である被保険者を除く)であったこと c.資格喪失の日から20日以内に申出をすること d.船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等でないこと ③特例退職被保険者(次のすべての要件を満たした者) a.特定健康保険組合の組合員である被保険者であった者 b.国保の退職被保険者であるべきもので、特定健康保険組合に申し出たこと ④日雇特例被保険者 ・適用事業所に使用される日雇労働者 ・後期高齢者医療の被保険者等である者又は次のいずれかに該当する者として大臣の承認を受けたものは、日雇特例被保険者に該当しない a.適用事業所において、引き続き2月間に通算して26日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき b.任意継続被保険者であるとき c.その他特別の理由があるとき	①当然被保険者 ・適用事業所に使用される70歳未満の者は、適用除外の者を除き、被保険者となる(以下の4種類) (1)第1号厚生年金被保険者:②～④以外 (2)第2号厚生年金被保険者:国家公務員共済組合組合員 (3)第3号厚生年金被保険者:地方公務員共済組合組合員 (4)第4号厚生年金被保険者:私学共済制度の加入者 ②任意単独被保険者 ・適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者で、事業主の同意を得て、大臣の認可を受けた者 ③高齢任意加入被保険者 ・適用事業所に使用される70歳以上の者で、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有しておらず、大臣に申し出た者 ・適用事業所以外に使用される70歳以上の者で、老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有しておらず、高齢任意加入被保険者になることにつき事業主の同意を得て、大臣の認可を受けた者
適用除外となる者	①船員法に規定する船員 ・総則、罰則などの一部の規定のみ適用 ②同居の親族のみを使用する事業 ③家事使用人 ・法人に雇われ、その役職員の家庭でその家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者は家事使用人であるが、個人家庭における家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令の下に当該家事を行う者は家事使用人に該当しない ④国家公務員 ・一般職の職員には適用されない(特別職、国営事業、特定独立行政法人の職員については、労働基準法の適用を受ける) ⑤地方公務員 ・一般職の職員については、一部適用が除外されている(現業職については、労働基準法の適用を受ける)	①国の直営事業(国有林野) ・特定独立行政法人の職員は労災保険法の適用を受けない ②官公署の事業(国家公務員・地方公務員) ・現業かつ非常勤の地方公務員は労災保険法の適用を受ける ※船員保険の被保険者(船員法1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者及び疾病任意継続被保険者)は、労災保険の適用を受ける	①1週間の所定労働時間が20時間未満である者(高齢被保険者及び日雇労働被保険者を除く) ②同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者(前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働被保険者を除く) ③季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当するもの(日雇労働被保険者を除く) a.4月以内の期間を定めて雇用される者(※) b.1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者 ④1週間学生等 ⑤船員であって漁船に乗り組むため雇用される者(1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く) ⑥国、都道府県、市町村等の事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令等に基づいて支給を受けるべき給付との内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えることと認められる者であって、省令で定めるもの ※4月以内の期間を定めて季節的に雇用される者が、所定の期間を超えて(通算して4月超)引き続き同一の事業主に雇用されるに至った場合は、その超えた日から被保険者となる	①臨時に使用される者(日々雇入れられる者) ・1月を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その日から被保険者となる ②臨時に使用される者(2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの) ・当該定めた期間を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その日から被保険者となる ③季節的業務に使用される者 ・継続して4月を超えて使用されるべき場合は、初めから被保険者となる ④臨時的事業の事業所に使用される者 ・継続して6月を超えて使用されるべき場合は、初めから被保険者となる ⑤事業所で所在地が一定しないものを使用される者 ⑥4分の3基準に満たない短時間労働者(※) ⑦船員保険の被保険者 ・船員保険の疾病任意継続被保険者は健康保険法の適用を受ける ⑧国民健康保険組合の事業所に使用される者 ⑨後期高齢者医療の被保険者等 ⑩大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る)	①臨時に使用される者(日々雇入れられる者) ・1月を超えて引き続き使用されるに至ったときはその日から被保険者となる ②臨時に使用される者(2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの) ・当該定めた期間を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その日から被保険者となる ③季節的業務に使用される者 ・継続して4月を超えて使用されるべき場合は、初めから被保険者となる ④臨時的事業の事業所に使用される者 ・継続して6月を超えて使用されるべき場合は、初めから被保険者となる ⑤所在地が一定しない事業所に使用される者 ⑥4分の3基準に満たない短時間労働者(※) ⑦外国の法令の適用を受ける者

※ 4分の3基準に満たない短時間労働者とは、事業所に使用される者であって、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者に該当し、かつ、次の①～③までのいずれかの要件に該当するものをいう

- 1週間の所定労働時間が20時間未満であること
- 報酬について、標準報酬月額資格取得時決定の例により算定した額が、88,000円未満であること
- 学校教育法に規定する高等学校の生徒、大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること